○香川県警察職員の勤勉手当の成績率に関する訓令

平成19年10月22日
警察本部訓令第26号

改正　平成20年４月１日本部訓令第14号、平成21年６月１日本部訓令第15号、平成21年12月１日本部訓令第20号、平成22年３月30日本部訓令第14号、平成22年５月28日本部訓令第16号、平成22年11月29日本部訓令第20号、平成23年５月31日本部訓令第５号、平成27年５月13日本部訓令第22号、平成28年５月16日本部訓令第８号、平成29年５月８日本部訓令第９号、平成30年６月１日本部訓令第８号、平成31年４月22日本部訓令第12号、令和２年５月26日本部訓令第13号、令和２年11月25日本部訓令第15号、令和４年３月22日本部訓令第４号、令和４年12月23日本部訓令第17号、令和５年３月28日本部訓令第11号、令和５年５月23日本部訓令第14号、令和５年12月22日本部訓令第24号、令和６年５月24日本部訓令第13号、令和６年12月25日本部訓令第20号、令和７年５月21日本部訓令第15号、令和７年12月24日本部訓令第25号

香川県警察職員の勤勉手当の成績率に関する訓令を次のように定める。

香川県警察職員の勤勉手当の成績率に関する訓令

香川県警察職員の勤勉手当の成績率に関する訓令（平成12年香川県警察本部訓令第９号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この訓令は、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）第14条第１項の規定により香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定める香川県警察職員（以下「職員」という。）の勤勉手当の成績率に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務評定の実施）

第２条　警察本部長は、勤勉手当の成績率を決定するために必要な勤務評定（以下「評定」という。）を実施するものとする。

２　警察本部長は、自ら評定を行うほか、所属長等（香川県警察本部の部長又は香川県警察本部の課、隊若しくは所、香川県警察学校若しくは警察署の長をいう。以下同じ。）に警察本部長が定める職にある職員の評定を行わせるものとする。

（評定の基準及び区分）

第３条　評定は、職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第５号）第14条の５第１項に規定する基準日（以下「基準日」という。）以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前６月以内の期間における職員ごとの勤務状況について行うものとする。

２　前項の勤務成績の評価は、香川県警察職員の勤務評定に関する訓令(昭和42年香川県警察本部訓令第１号)第５条の規定により行う定期評定に準じて行うものとする。

３　評定の方法は、評定の対象となる職員を別表に定める成績区分（以下「成績区分」と

いう。）のいずれかに、同表に定める成績の内容に応じて区分することにより行うものとする。

（優秀職員の数等）

第４条　成績区分をＡ又はＢに区分することができる職員の数は、警察本部長が基準日ごとに、次の各号に掲げる成績区分に応じ、評定の対象となる職員の総数に当該各号に定める割合を乗じて得た数を上限として定めるものとする。

（１）　Ａ　100分の５

（２）　Ｂ　100分の35

２　所属長等による評定において成績区分をＡ又はＢに区分することができる職員の数は、基準日ごとに警察本部長が決定し、所属長等に通知するものとする。

３　成績区分がＡ又はＢに区分される職員は、基準日に在職している職員でなければならない。

（評定の調整及び決定）

第５条　所属長等は、評定を行ったときは、警察本部長の定めるところにより、当該評定の結果を書面により香川県警察本部警務部長又は香川県警察本部警務部警務課長を経て警察本部長に上申するものとする。

２　香川県警察本部警務部長又は香川県警察本部警務部警務課長は、警察本部長の定めるところにより、所属長等の行った評定について所属間等の調整を行い、警察本部長の承認を受けるものとする。

３　警察本部長は、自ら行った評定及び前項の規定により承認した所属長等の行った評定に基づき、評定を受けた職員ごとに別表に定めるところにより成績率を決定するものとする。

４　警察本部長又は警察本部長から指定された職員は、前項の規定により成績率の決定がされた職員に対し、その成績率を通知するものとする。

（補則）

第６条　この訓令に定めるもののほか、成績率の決定に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附　則

１　この訓令は、平成19年10月22日から施行する。

２　平成21年６月に支給する勤勉手当の成績率に関する第５条第３項の規定の適用については、別表Ａの項中「100分の93」とあるのは「100分の87」と、「100分の150」とあるのは「100分の140」と、「100分の119」とあるのは「100分の106」と、「100分の190」とあるのは「100分の170」と、同表Ｂの項中「100分の82.5」とあるのは「100分の77」と、「100分の93」とあるのは「100分の87」と、「100分の105.5」とあるのは「100の94」と、「100分の119」とあるのは「100分の106」と、「100分の39」とあるのは「100分の30超」と、同表Ｃの項中「100分の72」とあるのは「100分の67」と、「100分の92」

とあるのは「100分の82」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」と、同表Ｄの項中「100分の61」とあるのは「100分の56.5」と、「100分の66」とあるのは「100分の61.5」と、「100分の81」とあるのは「100分の71.5」と、「100分の86」とあるのは「100分の76.5」と、「100分の32.5」とあるのは「100分の28」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」と、同表Ｅの項中「100分の61」とあるのは「100分の56.5」と、「100分の81」とあるのは「100分の71.5」と、「100分の32.5」とあるのは「100分の28」と、同表Ｆの項中「100分の56」とあるのは「100分の52」と、「100分の71」とあるのは「100分の63.5」と、「100分の30」とあるのは「100分の25.5」と、同表Ｇの項中「100分の46」とあるのは「100分の43」と、「100分の51」とあるのは「100分の45.5」と、「100分の25」とあるのは「100分の21.5」と、同表Ｈの項中「100分の36」とあるのは「100分の33.5」と、「100分の31」とあるのは「100分の27.5」と、「100分の20」とあるのは「100分の17」とする。

附　則

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年６月１日本部訓令第15号）

この訓令は、平成21年６月１日から施行する。

附　則（平成21年12月１日本部訓令第20号）

この訓令は、平成21年12月１日から施行する。

附　則（平成22年３月30日本部訓令第14号）

この訓令は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成22年５月28日本部訓令第16号）

この訓令は、平成22年６月１日から施行する。

附　則（平成22年11月29日本部訓令第20号）

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附　則（平成23年５月31日本部訓令第５号）

この訓令は、平成23年６月１日から施行する。

附　則（平成27年５月13日本部訓令第22号）

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

附　則（平成28年５月16日本部訓令第８号）

この訓令は、平成28年６月１日から施行する。

附　則（平成29年５月８日本部訓令第９号）

この訓令は、平成29年６月１日から施行する。

附　則（平成30年６月１日本部訓令第８号）

この訓令は、平成30年６月１日から施行する。

附　則（平成31年４月22日本部訓令第12号）

この訓令は、平成31年６月１日から施行する。

附　則（令和２年５月26日本部訓令第13号）

この訓令は、令和２年６月１日から施行する。

附　則（令和２年11月25日本部訓令第15号）

この訓令は、令和２年12月１日から施行する。

附　則（令和４年３月22日本部訓令第４号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年12月23日本部訓令第17号）

この訓令は、令和４年12月27日から施行し、改正後の別表の規定は、同月１日から適用する。

附　則（令和４年３月28日本部訓令第11号）

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年５月23日本部訓令第14号）

この訓令は、令和５年６月１日から施行する。

附　則（令和５年12月22日本部訓令第24号）

この訓令は、令和５年12月27日から施行し、改正後の別表の規定は、同月１日から適用する。

附　則（令和６年５月24日本部訓令第13号）

この訓令は、令和６年６月１日から施行する。

附　則（令和６年12月25日本部訓令第20号）

この訓令は、令和６年12月26日から施行し、改正後の別表の規定は、同月１日から適用する。

附　則（令和７年５月21日本部訓令第15号）

この訓令は、令和７年６月１日から施行する。

附　則（令和７年12月24日本部訓令第25号）

この訓令は、令和７年12月25日から施行し、改正後の別表の規定は、同月１日から適用する。

（別表　省略）